

大通寺霊園維持管理規則（合葬墓型・里の花）

第1条（名称）

この墓地は大通寺霊園（以下霊園）と称する。

第2条（維持管理規則の目的）

本規則は、宗教法人大通寺が設置する霊園の維持管理、使用が適正に行われる事を目的とする。

第3条（管理者）

本霊園は、宗教法人大通寺の代表役員を管理者とする。

第4条（管理者の職務）

- (1)管理者は、本規則に則り霊園の維持管理を行う。
- (2)管理者は、必要に応じて本規則の変更を行う。

第5条（霊園使用の承認）

- (1)霊園の使用希望者（以下使用者）の宗教、宗派は問いません。
- (2)使用者は、使用許可申請書（様式1）を管理者に提出し、別に定める使用料を納付する。その後、管理者の交付する使用許可書（様式2）をもって霊園使用の承認とします。
- (3)生前契約することもできます。

第6条（使用料等）

使用料は、埋葬料として1名当たり2万円とする。

墓誌にプレート（氏名を刻字）を設置する場合は別途1万円頂きます。

第7条（霊園の使用期限）

使用者は区画を永代使用できます。（合葬墓のため埋葬した遺骨の改葬はできません。）一度埋葬した遺骨は掘り出し移動させることはありません。

第8条（使用者の遵守事項等）

使用者は次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 焼骨の埋葬は、毎月10日と20日の月2回、午前10時から行います。納骨時に立会いを希望される場合は、事前にお知らせください。（悪天候等により延期する場合は、管理者より前日に電話連絡します。）火葬許可証・火葬証明証等がないと埋葬できませんので提出ください。なお、郵送納骨を希望する場合は、事前にお知らせください。郵送用具一式を着払いでお送りします。ただし、手数料として5千円をいただきます。その後、埋葬時の様子を撮影し、郵送にてお知らせします。（郵送時の不慮の事故による遺骨の紛失があった場合は、管理者は一切その責任を負いません。ご了承ください。）
- (2) 合同の区画にあらかじめ掘った穴に遺骨をさらに包んで埋葬します。1つの穴に数名を一緒に埋葬します。ただし、合同であっても区画に分かれていますので、埋葬した区画番号をお知らせします。（生前契約の場合は埋葬後に区画番号をお知らせします。）
- (3) 郵送納骨の場合は、できるだけ速やかに埋葬します。
- (4) 焼骨の埋葬以外には使用しないこと。副葬品は埋葬できません。
- (5) 埋葬、墓参にあたり、線香を使用する場合は管理者が設置した線香台を使用すること。また供物、供花はできますが、供物については、使用者が撤去する

こと。区画内に工作物の設置や樹木、草花の植栽はできません。合同の花壇に草花の植栽ができます。

(6) 危険防止のため道路以外の場所には立ち入らないこと。また、特別の場合を除き、車は駐車場に止めること。

(7) 生前契約ができますが、墓地を使用する権利を他者に譲渡、転貸しないこと。

(8) 使用者の住所等に変更があった場合は、住所変更届（様式4）を提出すること。

第9条（使用者による契約の解除）

使用者は次の各号によりいつでも、霊園使用の契約を解除できるものとする。

(1) 使用者は、契約解除届（様式5）を提出すること。

(2) 合葬墓のため改葬はできません。従って埋葬後は、遺骨の返還、使用料の返還はできません。

(3) 管理者は、契約が解除された場合に墓所に焼骨が埋葬されておらず、かつ、使用許可の日から1年以内の場合に限り使用料の5割を返還する。

第10条（霊園使用の取り消し）

管理者は使用者が本規則の各条項に反した場合に霊園使用の契約を解除できる。

第11条（不可抗力）

管理者は、天変地異その他管理者の責任に帰すべき事由によらない霊園の損壊、または不法侵入者による樹木の伐採等の人災があった場合には、一切その責任を負わない。

第12条（その他）

その他、本規則にない事柄について問題が発生した場合は、管理者と使用者が協議のうえ誠意をもって対応することとする。

付則

1、 この規則は平成28年4月1日より実施する。

使用者 住 所

氏 名

印

管理者 住 所 千葉県市原市米原2083

宗教法人 大通寺

代表役員 機道俊明